

連載特集

安全の

はなし③

# 中小企業のリスクアセスメント

—労働者の危険又は健康障害防止のため—

予告：(仮題) 建設工事の最近の傾向と対策  
(クレーン事例等の原因分析と対策) について

建設業労働災害防止協会  
技術管理部長 高橋 元

## [introduction]

リスクアセスメントについては平成18年に国により「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」として制定され、その運用が図られてきました。この指針ではもちろん建設業は適用となっていますが、その規模には関係なく適用されることとなっています。したがって、建設業に従事する労働者を一人でも雇う場合にはリスクアセスメントを実施しなければなりません。

しかしながら、中小企業においては、リスクアセスメントに必要なデータ等を分析する実施体制や実施する者の能力等解決しなければならない問題点も存在します。

そこで、今回は中小企業を中心とした建設業のリスクアセスメントについて述べてみたいと思います。

## [中小企業におけるリスクアセスメントの必要性]

建設業の災害は長期的には大幅に減少しています。しかしながら、中小規模の事業場では大企業に比較して災害の発生率が高く、さらなる災害の減少が求められます。建設業全体の災害が減少している状況のなかで、さらなる減少を図るためには、これまで行ってきた再発防止対策で減少させるには限界があり、先取り型の安全対策が求められます。このような状況において、中小企業とりわけ中小零細事業場にはますます危険ゼロを目指し、先取り型の安全対策

を実現できるリスクアセスメントの普及が急務となります。

## [中小企業用のリスクアセスメント]

実は、リスクアセスメントでは企業の規模は関係なく中小企業といえども指針に従い行うべきものを確実に行う必要があります。中小企業だからといって省略してもいい項目は一つもありません。むしろ、組織のスケールメリットのない中小企業のほうが担当者のレベルアップが必要である場合も多々あります。

ただ、元方事業場の場合においても、受注する工事内容が限定的であったり、契約する専門工事業者がある程度決まっていたりすることもあります。また、関係請負人はほとんどが中小企業であります。専門工事業者の場合工事方法や作業はある程度決まったものとなっており、作業標準的なものが作成しやすい状態となっているものと思われます。このような特徴を加味したリスクアセスメントを行うことができます。

## [リスクアセスメントの意義]

リスクアセスメントは職場に潜在する危険性又は有害性を特定し、その危険性又は有害性を見積り、評価し、優先度の高い順に必要なリスク低減措置を決定していくものです。この手法は災害が発生する前に先手を打って災害を未然に防止していこうと

いう新たな手法です。中小企業の場合、安全衛生業務を専任とした担当又は組織を置くことが困難であることが多いため、トップや管理者層がリスクアセスメントの意義や利点を理解することが何よりも必要であると考えられます。

リスクアセスメントを効果的に実施することにより次の効果が期待できます。

#### ＜経営者からみた利点＞

- ・お金のかかる安全衛生対策を費用対効果で把握できる
- ・対策の緊急性が明確となり、経営資源の投入が計画的に出来る
- ・危険の予知・危険の回避義務を果たせる（安全配慮義務）
- ・説明責任を果たせる

#### ＜管理者からみた利点＞

- ・対策の優先度が明確となり、安全対策の予算要求の根拠とできる
- ・再発防止型（災害ゼロ）から先取り型（危険ゼロ）の安全に発展できる
- ・職場全体のリスクが明確となる
- ・作業員から安全衛生に関して信頼を得ることができる

#### ＜作業員からみた利点＞

- ・危険に関する認識を共有できる
- ・危険に関する感受性が高まる
- ・残留リスクに対して、「決められたルール」の理由が明確となる（作業行動災害の防止に役立つ）

中小企業の場合、経営者と管理者がイコールの場合や管理者と作業員がイコールの場合などが考えられます。これは、リスクアセスメントが事業場の中で理解され、実践されていくにはむしろプラスであり、リスクアセスメントの結果であるリスク低減措置の実現が容易になります。ただし、経営者イコール管理者といった中小零細の建設事業場の場合には事業場の経営者層が

リスクアセスメント実施内容や手法に関する知識を有することが必要ということになります。

## 【中小企業におけるリスクアセスメントの特徴】

### 1 中小総合工事業者（ゼネコン）の場合

本来、リスクアセスメントに必要な安全衛生に関する情報は他社の分まで含めた広い範囲から収集して自社のデータベースにしておくことが必要ですが、データを収集するには相当な時間と労力を必要とするので、中小総合工事業者には困難です。しかし、中小規模の総合工事業者にあっては、主に中小規模の工事を受注していると考えられます。したがって、特殊な工法などを用いることはない一般的な工事が中心であると考えれば、自社の安全衛生情報、災害防止団体が提供するデータ等身近にあるデータを元にリスクアセスメントを行うことができます。建設業の場合単品生産といえども、災害のパターンは従来型の繰り返し災害が多いのも特徴の一つであり、特にいまだ災害が多発しているような建設事業者のような場合、自社の災害事例や災害防止団体などが提供するデータが役に立ちます。この場合「先取り型の安全」というよりも若干「再発防止型の安全」にウエイトがあるような気がしますので、ある程度安全衛生水準が改善された時点で、ヒヤリ・ハット、安全衛生パトロールの指摘事項等の安全衛生情報のしっかりしたデータベースを構築できるよう努力しておくことが必要です。

また、協力会社については決まった専門工事業者が出入りする状態ならば、作業の内容等の専門工事業者のデータなどを活用することにより、中小総合工事業者においても効果的なリスクアセスメントが期待で

きます。

リスクアセスメントを実施する者については、中小企業では多くは安全衛生管理を専任で行っている者を配置する例は少なく、他の仕事と兼務の場合が多々あると考えられます。したがって、担当者は必要に応じて外部の研修に参加することや安全・衛生コンサルタントなど外部の専門家の知恵を借りる等の方策も必要です。

さらに、リスクアセスメントはリスク低減措置を検討することに意義がありますが、もっと大切なことは、リスク低減措置が実現できているか確認することにあります。そのためには、工程表（計画表）等に作業に伴う「危険性又は有害性」や「リスク低減措置」を記入するよう定めておくことが有効です。また、安全衛生部管理を行う者が他の仕事と兼務で行っているような中小企業の場合、元方事業者として特に店社で検討したリスク低減措置が最終的に専門工事業者で実現できているのか確認できるような体制づくりが必要となります。

## 2 関係請負人の場合

関係請負人のなかでも実際に作業を行うのは専門工事業者です。そして、専門工事業者は大半が中小規模の事業場と考えられます。ところが、専門工事業者としては中小企業であっても必ずしも中小の工事現場で仕事を行うわけではなく、場合によっては大規模工事現場において大手総合工事業者の協力業者として入場し作業を行うこともあります。したがって、専門工事業者の場合、大手の総合工事業者の効果的なリスクアセスメントを学ぶことができ、このようなチャンスを活かすべきと考えます。そしてこの成果を自社のものとしておけば、もし、リスクアセスメントを行う能力が欠けている元方事業者であった場合においても、有効なリスク低減措置を提案すること

ができます。

また、リスクアセスメントの手法は必ずしも決まった一つの手法のみを認めているのではなく、国の指針の中でもその例示にはいくつかの手法が示されています。元方事業者も会社によってその手法は異なります。建設業でリスクアセスメントを実施する場合、元方事業者と関係請負人の連携が必要となりますので、専門工事業者は元方事業者の指導を受けながら、当該元方事業者の手法にマッチした手法でリスクアセスメントを行えるだけの能力を備えることが重要です。

更に、専門工事業者は補修工事等小規模の発注を直接発注者から受注する場合も考えられます。このとき一部の工事（例えば、足場の設置等）を協力業者に請け負わせる場合、当該専門工事業者が統括管理を行わなければならない、リスクアセスメントの実施において元方事業者としての役割を果たすべきであります。この場合の専門工事業者は通常下請けとしての役割しか果たしたことがないこととなります。このような場合であっても、元方事業者としてのリスクアセスメントを着実に進めていくことが必要となるわけで、専門工事業者であっても元方事業者のリスクアセスメントができるよう体制の整備が必要となります。

## [危険予知活動との連携]

建設業においては、屋外型産業のため天候等の環境が常に変化していること、また、単品生産のため毎日作業が変わることなどから、計画段階で行ったリスクアセスメントによるリスク低減措置で十分でなくなる場合があります。中小規模の現場においては、十分なリスクアセスメントが実施されたのか不確かな部分が残ったりします。そこで、危険予知活動（以下「KY活

動」という。)を行うことが必要となります。リスクアセスメントで明確となった残留リスクの確認や急な天候の変化等に即した対応等を確実にすることや、リスクアセスメントで不十分であった措置を補うことも可能となります。KY活動であっても、たとえば、見つけた段差にスパーサーを挟む、作業区分を分離する、上下作業の時間をずらす等危険の認識にとどまらず、かなり有効な措置も実現が可能となります。

なお、KY活動は危険予知という言葉から、リスクアセスメントと混同されがちです。一部の現場ではRKYと称して「リスクの見積り」手法を用いたKY活動が行われており、このような手法も作業開始直前の危険を感知するという意味での効果は非常に大きいものです。しかし、本質的にKY活動とリスクアセスメントとは異なりますので、RKYを行ったからといって、リスクアセスメントを実施したことにはなりません。

#### **[リスクアセスメントを効率的に運用する]**

リスクアセスメントは経営上の労働安全衛生配慮義務の一つでもあります。これ

を確実にかつ効率的に実施していく方策として、労働安全衛生マネジメントシステムとの融合が期待されます。現に、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS：以下「コスモス」と呼ぶ。)はリスクアセスメントをPDCAサイクルの中に位置づけ、店社・建設作業所において実効あるリスクアセスメントが実施できる事業場の体制づくりに寄与しています。建設事業場にとってコスモスを導入することが、リスクアセスメントを効率的かつ効果的に実施できることにつながります。

建災防ではコスモスを適切に運用している建設事業場を認定する事業を行っています。コスモス認定ではこれまで行ってきた各社独自の安全衛生管理を取り込むことを認めており、円滑なシステムの導入が可能です。このため、中小建設企業においてもコスモスの認定取得が進んでいます。特に、中小の総合工事業者(ゼネコン)においてはこの制度を活用することによりリスクアセスメントのさらなるステップアップにより安全衛生水準の向上が期待できます。